



国会前行動で声を上げる全教組員
(5月9日、衆院第2議員会館前)

と自体が大問題です。

③「時間外在校等時間は労基法上の労働時間ではない」とする文科省の答弁と厚労省ガイドラインの規定との矛盾が審議の俎上に載りながらも、「修正案」には何ら反映されていません。

④このままでは、時短ハラスメントの横行や持ち帰り仕事の常態化が懸念されます。

「修正案」は、政府提出の「給特法等改定案」の「本則（法令の本体）」にはまったく手をつけず、「附則」として修正を加えたものです。したがって、時間外勤務に対する手当を原則支払わないとする現行制度は維持されます。

①そもそもこの目標は、昨年末の文科大臣と財務大臣による「大臣合意」に盛り込まれていた目標にすぎません。

②給特法は元来「限定4項目」（生徒の実習に関する業務・学校行事に関する業務・教職員会議に関する業務・非常災害等やむを得ない場合に必要業務）以外は時間外勤務を命じないとしています。それにもかかわらず、「月30時間」の時間外勤務を容認し、超勤手当を支払わな

時間外勤務に対する手当の不支給は残されたまま

5月14日、衆議院文部科学委員会が自民・公明・立民・維新・国民が共同提案した「公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案（以下、「修正案」）」が可決されました。同修正案は翌日の衆議院本会議で討論もなく採択に付され、可決し、参議院に送られました。

衆議院を通過した「修正案」にはいくつもの問題点があり、修正されても現場の深刻な超勤の実態は解消されません。

法改正 給特法等

まやかしの修正では超勤は解消されず

香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
【組合員の購読料は組合費に含む】

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>

子どもと教師に希望を

委員「働かせ放題」の固定化
給特法「改正」案に
反対します



5月23日、全教が
集約した署名14,
915筆を文科省に
提出しました。

これまでの運動の成果

一方、「修正案」には「教育職員1人当たりの担当授業時数の削減」「教職員定数の標準の改定」「中学校の35人学級の実現」が盛り込まれました。これは「せんせい ふやそう」を訴えてきた私たちの運動の成果だといえます。

しかし、昨年8月に出された中教審答申は「国が一律に教師の持ち授業時数に上限を設けるのではなく」「乗ずる数」の引き上げは、国が教員定数の活用目的を限定しない基礎定数の増加となる」など、持ち授業時数の引き下げや教職員定数増に後ろ向きな指摘をしています。

「働かせ放題」の続行は許されない

衆議院の文部科学委員会では、職場を分断する「主務教諭」の創設や「学級担任手当」の支給の問題点などはほとんど議論されませんでした。

今後、審議の場合は参議院に移ります。この「修正案」では長時間過密労働は解消できません。「働かせ放題」の続行を許さず、声を上げ続けることが大切です。香教組は全教のなかまとともに引き続きとりくみをすすめます。

衆議院を通過した修正案（抜粋）

- 1箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設
1 政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 教育職員1人当たりの担当する授業時数を削減すること。
 - ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと。
 - ③ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。
 - ④ 教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること。
 - ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと。
 - ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。
 - ⑦ ①～⑥のほか、教育職員の業務の量の削減のために必要な措置（改正法附則新第3条関係）
- 公立の中学校における35人学級の実現に関する措置の新設
政府は、公立の中学校の同学年の生徒で編制する学級に係る1学級の生徒の数の標準について、令和8年度から35人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則新第4条関係）

00年）は「行為」を弾圧しましたが、「治安維持法」は人々の「思想、考え方」を弾圧しました▼1928年には勅令により最高刑が死刑となり、特別高等警察（特高）による拷問とセツトの苛烈な取り調べがおこなわれるようになり▼1931年の満州事件を皮切りに、日本は日中戦争、アジア太平洋戦争へとつきます。しかし、「治安維持法」のために正面から「戦争反対」を言うものはなくなり▼毎年過去最大を更新する日本の防衛費。「戦争する国」が現実味を帯びる中、1950年と1967年の2度にわたって「軍事目的の研究を行わない」という声明を出している日本学術会議の独立性を奪う法案が衆議院を通過しました▼「戦争と弾圧は手をつないでやってくる」。国賠同盟の集会で強調された言葉です。

小黑板

今年は「治安維持法」施行100年。1925年に普通選挙法が施行され、選挙権が与えられました。有権者の数は4倍になり、労働者の声を代表する議員の進出を恐れた政府が、普通選挙法と引き換えに制定したのが「治安維持法」です▼先日、治安維持法国賠同盟香川県本部が開いた記念集会に参加しました。国内だけでも数十万人が弾圧された「治安維持法」。その犠牲者への謝罪と賠償を国に求めて活動しているのが国賠同盟です▼「治安維持法」の捜査対象は最初は社会主義者でしたが、その後、労働組合員、自由主義者・学者、宗教者へと拡大されていきます。それ以前の「治安警察法」（19

戦争と弾圧は手をつないでやってくる

働くものの団結で生活と権利を守り、 平和と民主主義、中立の日本をめざそう

第96回メーデー 香川県集会開催！

5月1日、高松市社会福祉総合会館で「第96回メーデー香川県集会」が開かれました。

今を表す パフォーマンス

オープニング行事では、香川県退職教員協議会の皆さんがパフォーマンスで「戦争する国づくりを許さない」、「子どもたちを再び戦場に送らない」という強い思いを表しました。（写真・下）



たたかいて世論で

主催者代表の十河浩二香川県労連議長（写真・下）は、「衆議院を通過した、高額療養費上限引き上げは国民世論と野党のたたかいで、見



送らざるを得なくなった。現在審議中の問題だらけの給特法等改定案も当初は4月中旬に衆議院を通過させる予定だったが、私たちのたたかいや世論の変化により予定通りには進んでいない。このように、今、労働者国民の要求が政治を動かす情勢が生まれている。7月には参議院選がおこなわれる。財界大企業優先、アメリカ言ひなり政治から脱却し、日本国憲法がいかにされる労働者・国民の政治を実現するため、それぞれの職場地域で奮闘しよう」とあいさつしました。

三豊・観音寺に九条の碑完成



子どもたちを再び戦場に送るな！



メーデーの集会では、新婦人高松支部コーラス小組「えぷろん」による演奏に合わせて（写真・上）、参加者全員で「青い空は」、「折り鶴」などを合唱しました。

そして、県内の状況として、医療・介護・福祉の分野から報告がありました。医療や介護の現場は経営も苦しい。利益率が低く、賃上げするにも原資がない状況であり、医療従事者や介護従事者の生活を守るために、医療や介護の報酬の大幅引き上げの必要性が訴えられました。

また、2025年は戦後80年、核兵器が使用されて80年になります。県内で、核兵器禁止条約の批准を求めて運



動にとりくむ香川県原水爆禁止協議会からは、平和行進をおこなうこと、核兵器禁止条約批准のため、署名運動・写真展・自治体による意見書採択にとりくむことが提起されました。十河実行委員長の音頭による「団結がんばろう」で集会は終わりました。（写真・上）

5月3日、憲法記念日に三豊教育会館（観音寺市）で「三豊・観音寺九条の碑」の除幕式がおこなわれました。香川県内では3基目の「九条の碑」です。「九条の碑」は全国でつくられ、5月3日には三豊・観音寺を含め6カ所で除幕式があり、計59基になりました。

全面に日本国憲法第九条の全文が記されたこの碑、右側にはハートを「2人の子どもの手をつないで囲む姿」が、左側には香川県らしい「うどん」が彫られています。未来にわたって、手をつなぎ平和守っていくこと、うどんのように粘り強く腰をすえて長く運動していくことを表しています。

後面には「子どもたちを再び戦場に送るな！」のメッセージが刻まれています。教育会館にふさわしい碑になっています。

除幕式には地元合唱団の演奏で始まり、全国で九条の碑の運動にかかわっている国際ジャーナリストの伊藤千尋さんの講演がおこなわれました。

